**国際ロータリー第2680地区**

**2019-20年度ロータリー青少年交換長期プログラム**

**派遣候補生規則**

**青少年交換プログラムの条件**

①該当地区内のロータリークラブの推薦が得られること。ただし、委員会が斡旋する場合も

　ありますが、最終的には推薦が必要です（スポンサーロータリークラブ）。

②日本国籍を有する健康で闊達な強い意志を持つ高校生（応募時点で中学生でも可）で、出発時

　の年齢が15 才～18 才未満の者。

③学年成績が上位1／2以内の者で、語学の習得に積極的な者。

④兵庫県内の学校に在籍する者。

⑤渡航費用、衣服、保険、小遣い、その他の費用を負担する経済能力を有する家庭の子女（性

　別は問いません）。

⑥学校長の推薦および留年または休学の許可を得られる者。

⑦親（保護者）の承諾を得られる者。

⑧交換留学なので来日生を派遣される家庭で3か月間預かることが可能であること。

⑨派遣国は青少年交換委員会で決定します。希望国を選ぶことはできません。

**交換の中止**

■国際ルール（4D ルール）

・Drive：自動車、オートバイ、飛行機など原動機（エンジン）付の乗り物を運転すること。

・Drink：アルコール飲料を飲むこと、たばこを吸うこと。

・Date：恋愛関係におぼれること、セックス行為の禁止。

・Drug：マリファナ、コカイン、覚せい剤、麻薬類などは決して吸ってはなりません。

上記、交換学生として決してしてはならない４項目以外に、その国の法律を守ること、収入のあるアルバイトの禁止、校則を守ること、などがあります。これらを破った場合は強制送還の可能性があります。

■派遣の取り消し（出発前）

①オリエンテーション不参加の場合は、原則として派遣を取り消します。

②オリエンテーション等の受講態度から、委員会が派遣学生として不適格と判断した場合は

　派遣を取り消します。

③社会生活・学校生活において、補導・逮捕等の事件を起こした場合は派遣を取り消します。

④その他、青少年交換委員会が判断して派遣学生として相応しくない問題を起こした場合は、

　派遣を取り消します。

⑤取り消し決定の際は、青少年交換委員会はスポンサークラブと協議した上、慎重に判断します。

■派遣の取り消し（出発後）

　派遣期間中、次のことにより派遣を取り消し、強制送還させられる場合があります。

1. 相手地区青少年交換委員会から派遣学生として不適格と判断された場合。

②『4D ルール』や法律を破った場合。

③登校拒否・ノイローゼ・拒食症・重症のホームシック・病気・怪我等の場合。

④アプリケーションに書かれている禁止事項（交換の規則と条件）に反する場合。

※何れの場合も、相手地区青少年交換委員会、スポンサークラブ、保護者、学校関係者等と綿密に連絡を取り合い、対策を協議します。

■危機管理上継続が困難な時

自然災害、広域な伝染病の蔓延、セクハラ等の問題等は、派遣地区青少年交換委員会と当地区青少年交換委員会（危機管理委員会も含む）が十分な協議を重ねた結果決定されます。派遣生はこの決定に従わなければなりません。

■その他

必要と認められたときは、学生の安全を最優先の条件のもと、派遣地区、当地区の関係者と十分な協議を重ねた結果、派遣中止を決定する場合があります。

**ロータリーに関する責務**

青少年交換学生は、ロータリークラブと地区の会合、大会、オリエンテーションといったロータリーの行事への出席が義務付けられています。また、学生は、派遣国と受入国のロータリアンの前でスピーチを依頼されます。ほかの課外活動よりもロータリーに関する責務を優先させるようにしてください。なお、留学中は月に一度「月例報告書」をスポンサークラブとガバナー事務所に提出する義務があります。

**ロータリーに関する帰国後の責務**

**派遣生は、帰国後、青少年交換学友会に所属し、その経験を活かし青少年交換派遣生と来日生をサポートする義務があります。ロータリーのプログラムには積極的に参加するようにしましょう。**

また、学生を派遣したスポンサークラブは、交換留学中の経験について学生から話を聞くことを楽しみにしています。派遣クラブや地域のクラブで発表を行い、自分の体験を話すとよいでしょう。

**国際ロータリー第2680地区**

**2019-20年度ロータリー青少年交換長期プログラム**

**派遣候補生規則同意書**

国際ロータリー第2680地区

2018-19年度 ガバナー　矢野　宗司 殿

2019-20年度 ガバナー　浅木　幸雄 殿

　下記に署名した申請者および申請者の両親または保護者は、派遣国に赴きロータリー青少年交換長期プログラム参加者として、ロータリーの承認した数家庭に滞在することに同意いたします。

　下記に署名した申請者とその両親または保護者は、申請者がこのプログラムに受け入れられ、参加することを考慮して、ホスト国への往復の期間を含め、青少年交換長期プログラムへの参加期間中または参加によって生じるいかなることについても、法律に抵触するようなことは一切しないことを承諾し、同意いたします。また、金銭または物品の遺失、損傷、申請者の死亡に対しても、このプログラム中の注意不行き届きであるか否かに関わらず、また申請者、両親または保護者が損害を受けたり、損害賠償を請求できるとしても個人に責を負わせるようなことは一切いたしません。

　私どもは、全ての懸案事項については、地区危機管理マニュアルに沿った処置をとることに同意いたします。

　私どもは、専門医が申請者の病気または障害に対する処置として必要または適当と認めた場合は、それに対する投薬、処方、治療を行うことを承諾いたします。

　私どもは、ホストロータリークラブの会長もしくはロータリークラブや地区、またはロータリークラブや地区が合同して行う行事の引率者が、申請者とその両親または保護者に代わって、緊急処置を行うことを承諾いたします。

　私どもは、それぞれがこの規則を読み、理解し、この規則を守ることに同意いたします。

違反した場合、交換が終結させられる場合もあることを了解いたします。さらに、これらの規則や他の規則の施行にあたっては、ホストロータリークラブとホスト地区に最終権限があり、しかるべき通告があれば他の規則が課せられる事もあるということに同意いたします。

署名　　　　　　　　　　　　　　（申請者）

署名　　　　　　　　　　　　　　　署名　　　　　　　　　　　　　　　（保護者・2名）

署名　　　　　　　　　　　　　　（スポンサークラブ会長）

署名　　　　　　　　　　　　　　（2018-19年度ガバナー）

署名　　　　　　　　　　　　　　（2019-20年度ガバナー）